

駐車監視員活動ガイドライン

令和7年1月改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（※ 反則告知をしたり、放置違反金を徴収することはありません）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。（ただし、初詣、祭事、イベント等の開催により、交通渋滞が発生、若しくは発生が予測される場合及び駐車違反により、他の交通に危険を及ぼしている場合には、警察官の指示により、本ガイドラインに示す路線・地域・時間帯以外でも活動を行う。）

また、警察官は、本ガイドライン以外の路線・地域・時間帯においても違法駐車の状態、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、必要に応じて違法駐車取締りを行う。

路線

◎最重点路線（宇都宮市）

No.	路線（区間）	重点時間帯
1	県道宇都宮停車場線「通称：大通り」（宮の橋交差点からＪＲ宇都宮西口の間）	終 日
2	主要地方道宇都宮向田線「通称：鬼怒通り」（ＪＲ宇都宮駅東口から平出交差点の間（ＬＲＴ併用区間））	

◎重点路線（宇都宮市）

No.	路線（区間）	重点時間帯
1	国道4号線（新田川橋から東消防署北交差点の間）	終 日
2	県道宇都宮氏家線「通称：白沢街道」（宮の橋交差点から竹林町交差点の間）	
3	市道・主要地方道宇都宮笠間線・国道123号線（洗橋から石井交差点の間）	
4	主要地方道宇都宮向田線「通称：白楊高通り」（東橋からハウステック南東交差点の間）	
5	市道・主要地方道宇都宮真岡線（城東橋から築瀬4丁目交差点の間）	
6	主要地方道宇都宮真岡線「通称：平成通り」（築瀬大橋から平松本町地内の間）	
7	主要地方道宇都宮烏山線「通称：旧奥州街道」（今泉交番前交差点から今泉新町交差点の間）	
8	主要地方道宇都宮烏山線・市道21号「通称：競輪場通り」（大曾橋から平出工業団地公園交差点の間）	

地域

◎最重点地域（宇都宮市）

No.	地 域	重点時間帯
1	ＪＲ宇都宮駅西口周辺	終 日
2	ＪＲ宇都宮駅東口繁華街及びその周辺	

◎重点地域（宇都宮市）

No.	地 域	重点時間帯
1	上記最重点地域を除く、下記3路線に挟まれた地域。 ①主要地方道宇都宮向田線「通称：白楊高通り」（東橋からハウステック南東交差点の間） ②主要地方道宇都宮向田線「通称：鬼怒通り」（ＪＲ宇都宮駅東口から平出交差点の間（ＬＲＴ併用区間）） ③市道・主要地方道宇都宮笠間線・国道123号線（洗橋から石井交差点の間）	終 日

宇都宮東警察署